

# アメリカにおける 行政組織論の動向 (一)

君 村 直

## 序

ワルニー (Dwight Waldo) は、「行政学の思想と問題」(Ideas and Issues in Public Administration, 1953) と云う書物によると、行政組織論は「最近になって発展したものであり、組織の理論は最も最近になって発展したものであり、その理由として、第一に、大規模な公式的組織という現象が、おもやく近代的なものであるところをあげることができるし、また第二に、組織自体が、抽象的、包括的な分析の対象になつたのは、最近のことであるところを指摘することができる。そして、このように組織自体を客観的分析の対象にしようとする傾向は、疑もなく、「科学的精神」("scientific spirit") の発展に基いてゐる面が多いのであり、そこでは、人間の諸制度や人間的関係が、かつて、自然科学にのみ可能であり、望ましいものと考えられていた方法で研究されるようになつてゐるのである。

かくして、行政学の研究者は、経営の組織にかんする理念や

技術を、ほとんど修正することなしに受入れてあたふうことがわかる。しかしほば十年前から、社会学や心理学の分野から概念が行政学にもわたりこまれて、組織の抽象的、「技術的」("technical") プローチは修正され、補足される傾向をおびてゐているのである。

しかし、このような新しい傾向にもかかわらず、伝統的な組織理論において提起された観念の大部分は、理論面や実践面において、いまなお積極的な役割をはたしているといえるのである。したがつて、かかる伝統的組織理論を検討することと、今日なお重要な課題であろう。そして、この伝統的組織理論の問題を含んだ観念は、「もとより組織構造とは、もとより組織のための正しいデザイン (Proper design) に従うことであり」「いつでも、すべての人があいだに見出される永続的な精神的タイプに適合したものであつて、特定の時に、たまたまその組織内で仕事をすることになった個人の特質や特性に従うものではない」ということである。しかし、問題はかかる観念が正しい科学的方法に基づいてゐるかどうかと云う点にある。

ワルドーは問題をこのように提起しているが、われわれが、アメリカの行政組織論を問題にするならば、組織論の伝統的な観念について吟味を加えることが、必ず第一に必要である。ワルドーはすでに多くの論稿で、アメリカ行政学の基本的観念について批判的な究明を試みてゐるが、むしろ行政組織論については、「行政國家」(Administrative State, 1947) の第

of Organization and Scientific Method) にねらう。重要な問題点を数多く指摘しつづく。われわれは、かれの論述を中心にして、いかに、アメリカ行政組織論を検討する手がかりをえたいとねらう。

〔註〕 ここで直接ふれてはあるもの以外てワルドーの論高とは

次のようなものがある。

"Development of Theory of Democratic Administration" (*American Political Science Review*, March 1952)

## "Administrative Theory in the United States":

A Survey and Prospect," (Political Studies 1, 1954)

1

カルニーは、「原理」という観念の検討からはじめる。この観念はいかんから発生し、行政研究者に對してどのような意義をもつてゐたのであらうか。それは、中世からの遺産である精神法則 (moral law) と呼ばかの遺産である自然法則 (physical law) の廻回である「宇宙論的立憲主義」 (cosmic constitutionalism) から導かれてきたものであった。カルニーある種類の法則 (law) に対する信仰、いふに「高次の法」 ("higher law") への信仰だ。十九世紀のアメリカ社会の顯著な特徴であつた。なんらかのよき社会、永続的な社会がそれに從つて樹立されるべく法則や原理が存在すると考えられており、

これらの法則を人間は認識することができるし、また法則を発見したり、法則に従うことは人間にとつて義務的なことでもあつた。たとえば行政の改革論者においては、法則の規範的概念と科学的概念の混同は論争の必要がないほど明瞭であ

初期の研究者のあいだにおいては、「原理」という方法は「單なる経験主義」から区別された。かれらが「経験主義」にたいする「原理」の優越を表明する言葉は、その他の「高次の法」信奉者の言葉でもあつた。この「現実世界」("real world")の「原理」が人間活動を導くべきであるといふことを両者は同じように主張していた。たとえば、ドーマン（Dorman B. Eaton）は一八九九年に「どのようにして市を運営するか」（How to Manage a City）という書籍を出版した。全国市政連盟のようないくつかの組織は、市政の表面的な、單なる経験的な取扱だけでは、満足な市政府を、かつして確立することができないと「うんざり」をあきらかにするのに大いに貢献した。すなわち、そこには原理という大きな問題が含まれていることをあきらかにしたのである。」とい、また、アメリカ行政学の学問的基礎をすえたウイルソン（Woodrow Wilson）も行政研究の目的は「経験的実験の混乱と不経済から執行の方法を解放し、それに確固たる原理にもとづいて基礎を与えることである」とのべている。このように単なる経験主義からの脱却の方向として原理という観念が強調されたのであつた。

さて、行政における原理という観念の具体的な内容について検討してみよう。行政理論の面についていえば、原理という観念を

強調した行政研究者の代表は、ウイロビー (W.F. Willoughby) であった。かれは、科学および原理の発見についての見解を表明したなかで「行政は、科学的精神で研究される必要のある問題であり、それは、この科学的方法で研究されるときにのみ樹立されうる基本的原理を含んでいとふう意味で科学になる。」といつてている。

また、実際面に「原理」を適用した実例として、ウォーカー (Harvey Walker) をあげることがである。ウォーカーの方法は、定義や説明なしに言葉を用いる著述家の代表であり、「行政の原理は、政府および私企業において、もつとも上手に用いられてゐる技術から導き出される」と、指摘している。そして組織の原理として、「第一は、行政活動は機能によって、最も能率的に組織されうるとふうこと」、「第二は、民主国家の行政機構を設立し、運営する場合には、公務員は、公共統制に対して責任を負うべきであること」、「第三は、スタッフとライン活動は分離されるべきであり、スタッフ機能は、政府の行政長官の直接の統制下におかるべきであるとふうことであった。」と述べている。

近年にいたつて、原理という観念をより意識的に注意深く、

批判的に、取扱おうとする試みがいくつか出てきたことが指摘される。その一つとしては、かなりの数の行政学者は、より「プラグマチック」な態度に好意を示して、行政への「原理アプローチ」を簡単に放棄したことである。この「原理」の広汎な放棄は、一般に行政学がますます成熟してきたとふうことに

あらわしてゐると考えられるが、しかし、「プラグマチック」な、「成熟した」 ("sophisticated") アプローチの源泉のいくつかは、明瞭にあることかである。

その第一は、主張されてきた「原理」は一般的に「統合の規準」(canons of integration) であつたとふう事実である。そこから反対者が、特殊的原理と同様に一般的概念を否定したことは当然であった。第二に、広汎な概念や、執行全体についての事実にもとづいた研究が行われ、今まで主張された「原理」というものが、あまりにも性急な証明のない一般化であつたといふ確信が、生まれてきたことである。第三に、プラグマチックな考え方の洗練と普及は、相対主義や実験により寛容な気質をひきねこし、そして、「原理」の信仰に反対したことである。

かくして、原理アプローチを放棄した代表者として、ホール (A. B. Hall) をあげることである。かれは「原理」という概念を批判する必要をみとめず、新しいより重要な事柄に考慮をはらつて、「原理」という観念を単に「ぬめすてしまつた」のである。ミルスパー (A.C. Millsbaugh) も、行政組織や手続の評価的、偶然的性格について、いく度も同じような見解を述べている。

心して、プラグマチックなアプローチは、ウォーラス (S. Wallace) の「連邦部省制」において論理的クリマックスにたつしたといえる。心では、プラグマチックな、ブルッキン・グス協会の「修正主義者」でも、かれらの行政問題への解答を「不明瞭な前提」にめりづいて決定しているといふ理由で非難

れやつてゐる。しかし、ウォーラス自身は、集権化と分権化についての議論の賛否両論を重箱の隅をつつくように細かく検討し、國家の必要にもつとも適合した行政組織の型に関するなんらかの知性的決定を行つたには、いくつかの簡単な公式に依存するのではなく、多数の要素を研究し考慮することによって決めなければならぬ」という結論を出したにすぎない。かかる結論は、けつして問題を解決したことにならぬであつた。ワルティーは「それはわれわれを完全な循環論におとし、ふたたび『経験主義の混乱』のなかに放置するにあたるものではなかろうか。」と疑問をなげかけてゐる。

## II

つまど、「原理」という観念を注意深く、批判的に取扱おうとするのは、エドワード・ホワイト(E.D. White) ハーマイナー(Herman Finer) ベトマー(E.O. Stene) をあげるにふさわしい。

ホワイートは、「行政学における原理の意義」("The Meaning of Principles in Public Administrations") という表題の評論において、常識といふかねの天賦の才能を問題に適用して、われわれに常識的解答を与えてゐるところである。心して原理を「行為の導き」として受け入れられる規準」であるふうに考えた。「原理」について鋭い考察を加えたのは、ファイナーであった。かれの評論("Principles as Guide to Management") のなかで、二つの種類の原理が区別されてゐる。一つは因果の客観的科学的陳述であり、もう一つは、価値論(values and

final design) 陳述である。心して、この二つの原理は、たがいに関連をもつてゐると考えられている。「なぜならば、われわれの日常生活においては、われわれは単に価値的なものによつて導かれてゐるのみならず、現実に可能なものによつても導かれるを得ないからである。」

これに対してもワルティーは、次のような批判をくだしている。

第一に、原理の型についてのファイナーの分析は、すべての可能性を説明するに十分なほど完全なものではない。なぜなら、なんばかとふう公式に適合する「原理」には、二つの型が明白に区別できるが、その二つの型は、ファイナーが見分けた因果的原理であり、もう二つの型は "formal implications" をもつた(形式論理学や数学にみられる) 原理である。

第二に、二つの型の原理は密接に関連してゐるとふうファイナーの陳述が問題になる。心して、人間にとつての「行為」が、存在世界の「事実」から単純に導かれてゐるかの誤謬いわゆる自然主義的誤謬 ("naturalistic fallacy") が存在する。事実、日常の生活においてわれわれが価値的なものにのみて導かれるのみならず、可能性といふことに従わざねねえないふうにいは、精神的原理が物理的原理によつて部分的に基礎づかれてゐるとふうことを証明するものではない。反対に精神的原理はむしろ、可能性によつて「部分的に妨げられる」ようにおもわれる。かくして、かれらがどんな仕事をしてゐるかについて鋭い意識をもつた「眞の」科学者たちは、自分達の研究領域の「価値」や「規範」の領域との間のどんな有機的関連をも

認めていない。にせ科学者だけが科学の発見物から、道徳的原理をひき出そうとしたのである。

原理にかんする批判的考察の第三のものとして、ステイーンをあげることができる。ステイーンはその評論 ("An Approach to a Science of Administration") のなかで、〔行政の科学的原理をのべようとする努力、〕「組織の純粹理論」を描こうとする試み、といふ二つの関連ある傾向を最高度に示し、両者を密接に結び付けている。〔〕に関してのステイーンの分析は、他の研究者の分析よりも鋭いとは言へしない。しかしがれの陳述はより注意深く慎重であり、かれの公式化はたしかに、より正確である。組織理論にかんしては、ステイーンは、この分野のもとも注目すべき著作であるギーリック (Luther Gulick) やユーハーク・アーヴィック (L. Urwick) 編「行政科学論集」(Papers on the Science of Administration) のなかのバーナード (C.I. Barnard) やモーリー (James Mooney) などの著述に基いて普遍化を試みたり、それらの資料をそれ以上約すことのできない因果関係の形に、公式化しようと試みている。かれが提出する命題は、公的組織と私的組織の区別を決して行つてはならない。

ステイーンががむか注目する事実は、行政に関する著作者は、この分野における科学的原理の可能性と重要性を非常に強調しているけれども、その基礎的前提をのべようとしている人はほとんどないといふことである。すなわち行政研究者がある原理を宣言するとき、それはただ名前によつてだけであり、検証

可能な、また、さらに進んだ推論の基礎として十分役立つうるような正確な因果関係との関連においてではない。かれは行政の多数の経験的な資料をそれによって解釈したり、さらに進んだ理論的陳述を行つたりするために役立つような基本的公理 (postulates) のぶくつかを明かにしようとする。

かくして、ステイーンは、「定義」「公理」「命題」という手続をふんですすむのである。かれの基本的概念すなわち定義の第一は組織のそれである。すなわち、「あらゆる社会組織の第一次的要素」は、〔人々、〕結合された努力、〔〕共同目的、あるいは遂行されるべき共同の仕事である。かくして、つまのように定義が定立される。「公式の組織とは、共同の仕事の達成のために、個々人の努力を体系的に、意識的に結びつける人々である。」これが組織の定義である。そしてそこから、つまのように推論される。「組織の効率」(effectiveness) は、組織が、その目的を達成する程度について、測定される。「また組織がその仕事を達成する程度は、三つの第一次の要因に依存する。すなわち〔〕個々のメンバー、〔〕メンバーの数、〔〕個々人の努力の調整、このうち第三の要因、すなわち、調整こそが、組織の能率を決定する要素である。」<sup>25</sup> かくして、「特定の組織が、その目的の十分な実現に近づく程度は、その組織内部における個々人の努力の調整によって直接左右される傾向がある。」という公理が第一に定立される。さらにすすんで、かれは調整を促進したり、阻害したりする傾向をもつものを検討する。そして、「指導と命令の原理」は重要性の点で、調整の原理に劣るものとして斥け

られ、確立した組織においては、ルーティン調整は、指導の必要なしにすすめられるという事實を、「指導」の觀点が無視していると考えられるので、「ルーティン調整」が組織にかかる第一公理の基礎として用いられる。また、「組織内部の活動の調整は、本質的な繰返される機能が組織ルーティンの一部になる程度いかんに直接左右される傾向がある。」といふ第一命題が定立される。かくして、二つの公理と五つの命題を定立て、分析は終るのである。

このように、ステイーンの評論においては、行政学における「原理」探求の伝統と「組織の理論」の研究という二つの傾向が、もつともすすんだ形で展開されているといえよう。また、以下にのべる批判が、ステイーンの評論にたいして、鋒先をむけている所以は、それが多くの重要な問題を焦点においているからである。

### III

しかしながら、第一に「組織の理論」という言葉をわれわれが使うかいには、さらにすすんだ説明が必要であろう。「組織」それ自体が、研究の分野であり、主題であるという觀念がおこつてきているが、かかる觀念においては、第一に、すべての組織の共通の側面が強調され、現実の組織の特殊性は軽視される。第二に、公行政と私行政はほとんど区別されずに取扱われ、第三に、組織のなかには、抽出されうる、また「科学的」命題の主題になりうる「一定不変のもの」があるとみなされている。

もし、このような特徴をもつた「組織の純粹理論」という概念の源泉については、つゞのよらないいくつかの事柄が指摘できるであろう。第一に、それはわれら「実証主義」「客觀性」および「科学」への一般的趨勢の一側面であり、疑いもなく、「行政」を「政治」から切離すといふ、いわゆる政治＝行政二分割論を基礎としているのである。第二に、それはまた、科学的管理法の「唯一最良の方法」("the one best way") という觀念と関連をもつてゐるようにおもわれる。すなわち、ある特殊な問題に関連する「事實」は科学的調査によって確認されうるし、事實が発見されるや、正しい行動は、自ら決定されるという考え方と関連してゐるのである。第三に、「組織理論」の最大の特徴は、その合理主義である。なんでも、人々は基本的に合理的な存在と考えられ、社会は基本的に合理的な建造物とみなされてゐる。組織のメンバーと組織の各部分は、あたかも近代的機械の相互におきかえることのある部分品であるかのようにみなされてゐる。そのもつともよい例として、アーウィックは「技術問題としての組織」("Organizations as Technical Problem") において、「個人は組織の素材である」と主張してゐるのである。ついでに、折衷論的立場に立つ人々をあげることがである。これらの人々は、組織の原理が存在することを主張するけれども、時代、場所、人間等の環境により寛容な態度を示している。たとえば、フィフナー (J.M. Pfiffner) は、「健全であると証明してきた行政組織についての一定の広汎な原理が存在してゐる、しかし実際の状況においては、それにたいする唯一の解

決策が、組織原理の侵害であるような厄介なジレンマが存在しているかもしれない」とのべてゐる。同様に、行政管理に関する大統領委員会（Presidents Committee on Administrative Management）は、人間の協同が存在するという信条をのべてゐるが、も、「能率という規準」が存在するといふが、しかしながら、「政府は徹底徹尾人間的な制度であり、それは公式的な配列、技術、人数に依存するのみならず、態度、情熱、忠誠にも依存するのである。」として、組織の純粹理論にたいして部分的な修正を要求する発言をしたとして行つてゐる。

組織の「純粹理論」に対する反対論として第一にあげるものは、原理に対する上述の「プラグマチック」な反対論と同じく、プラグマチックな立場からのものである。それは二つの側から行われている。第一は、組織理論家が、組織を動機づけたり、組織を正当化する目的から離れて、組織を考えようとしている点において、あまりにも狭い立場にたつてゐると考えられること。第二は、現実の行政の「素地」そのものとあらざき特殊性を無視し、不当な一般性を主張するといふ誤りを犯してゐると思われることである。グレアム（G. A. Graham）からの引用によつて、これらの批判を説明してみよう。かれによれば、I 「われわれは、しばしば、すべての組織は目的のために存在するとことを忘れてはいる。組織の形式と装置は目的にたいする手段であり、それは、その有用性や目的を離れては評価されえない。」 II 「われわれはまた、組織は特殊の状況と必然的に関連しているといふことを忘れやすい

ものである。」 かゝり、組織はある目的のための組織であると同様に、なにものかの組織である。公務においては、組織はたんにそのメンバーにのみ関係があるのみではなく、全統治制度、おもくは全社会の諸勢力の組織である」と主張している。さてブルッキン・グループも、組織自身を研究の分野と考へることにもとも激しい反対を表明してゐた。メリアム（Lewis Meriam）とショメックナー（L.F. Schmeckner）は、「健全な組織の問題は、政府の基本的な政策に属する問題から切離しては考えられない」とし、「基本的政策の確立は、しばしば、国家における葛藤する諸要素の利害や観点の調停・和解を含んでゐる。組織は政策を実施することをよかれているのであるから、政策の問題は、組織の問題と一緒に考えられねばならない」とかいてゐる。ミルス・ポーも、「行政組織が政府の形式や原理と関連なしに確立されたばあい、それは展望のきかない、非現実的なものである。行政組織は、民主政府の重荷の正当な分け前にならざりである。……行政だけでは、社会的勢力（social force）として不適当である。行政が、政府といふより大きな機構を強化するときのみ、その最大の力を達成するのである。」とのべてゐる。

第二にあげうるものは、人間組織の非合理面を重視する側からの反対論である。それは、公式的組織をつけにねぎないときにはそれにとって代り考え方、組織の広汎にひろがつた情緒的構造や「非公式組織」の構造に関心をむけてゐる。たとえば、マンスフィールド（H.C. Mansfield）とマークス（F.

アメリカにおける行政組織論の動向

五〇

Morstein Marx) が、生活を組織图表の單純性に帰むべし」といふ研究者には、こあがでせじて注意されなかつた「非公式組織」の諸侧面を、「行政学の諸問題」(Element of Public Administration) へ、著書のなかで論じてゐる。すなはち、インフォーマル組織の研究は「なわ籠籠期」あることを注意しながら、「王座の背後の人々」「クラブとクリスター」「田舎学園」そしてまたボスの個人的秘書の影響とふうような現象に、かれらは、はじめて照明をあけてゐるのである。

(未完)